

△スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、**ブラウザのボタン**を押してください。

×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2025.10



Travelキャンセル保険

マイサーチャンス

損保ジャパン 国内旅行傷害保険

重要事項等説明書

△必ずご確認ください! ご注意

Travelキャンセル保険と国内旅行傷害保険のセットの保険は、**1つの旅行行程(※)**に対し**1契約のみ申込みいただけます**。

複数の予約がある場合でも**1契約でお申込みください**。

旅行日程の内、**一部の日程だけお申込みいただくことは出来ません**のでご注意ください。

(※)自宅を出発してから帰着するまでの旅行行程をいいます。



Travelキャンセル保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際してお書きまとめて理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただけますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 … 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 … 契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

契約概要 注意喚起情報

1 商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

Travelキャンセル保険(※1)は、突然の入院や通院、悪天候による交通機関の遅延などで旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

(※1) Travelキャンセル保険は、費用の保険料普通保険約款にTravelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

Travelキャンセル保険

普通保険約款 費用の保険普通保険約款

補償に関する 特約 Travelキャンセル費用特約

その他の特約 保険料支払手段に関する特約

Travelキャンセル保険は、「国内宿泊」「国内ツアーア(※2)」「日帰りツアーア(※3)」の3つのタイプの国内旅行予約(※4)が対象となります。

● 国内宿泊

● 国内ツアーア

● 日帰りツアーア

(※2) 国内宿泊やバス、航空機、鉄道・新幹線、船(クルーズを除きます)がセッティングされている旅行をいいます。

(※3) 宿泊でない旅行で、バス、航空機、鉄道・新幹線等がセッティングされている旅行をいいます。

(※4) Travelキャンセル保険に国内旅行傷害保険をセッティングする場合は、「国内航空券」は対象外となります。

(2) 補償内容

被保険者または同行者は下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金額を限度(※)にキャンセル料を保険金としてお支払います。

(※) 既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

● 保険金をお支払いする主なキャンセル事由

① 死亡した場合

② 被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

③ 旅行開始日を含め遅って7日以内に入院する、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合

④ 旅行開始日を含め遅って4日以内に通院した場合(※)なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したもののみになります。

⑤ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遅って7日以内に入院したり、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院するなどが決まり、看護または介護を行う場合

⑥ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遅って4日以内に通院したことに伴い看護または介護を行った場合

なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したもののみになります。

⑦ 被保険者または同行者が旅行開始日を含め遅って7日以内にインフルエンザ感染症(※2)または新型コロナウイルス感染症(※3)もしくは当社の指定する感染性胃腸炎(※4)を発病(※5)した場合

⑧ 常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限りまた、家の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。

・火災、落雷、破裂または爆発(※6)

・風災(※7)、雹(ひょう)災または雪災(※8)

・水災(※9)

・地震、噴火またはこれらによる津波

⑨ 乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合ただし、運行時刻が定められている交通機関に限ります。

⑩ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

⑪ 旅行開始日またはその前日に交通事故(※11)を起こした場合

⑫ 旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合

⑬ 道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合

ただし、旅行開始日を含め遅って7日以内の場合に限ります。

⑭ 妊娠の事実が判明した場合

ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。

⑮ 飼っている犬または猫が死亡した場合

ただし、旅行開始日を含め遅って7日以内の場合に限ります。

⑯ 旅行日程内に参加することを予定していたイベント(※12)が中止または延期となった場合

(※1) 通院

旅行の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2) インフルエンザ感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※3) 新型コロナウイルス感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※4) 当社の指定する感染性胃腸炎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第11条第6項第1号に規定する感染性胃腸炎をいいます。

(※5) 発病

発病の認定は、被保険者または同行者の医師の診断によります。

(※6) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※7) 風災

豪雪の場所におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいいます。

(※8) 水災

台風、暴雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ

(※9) 土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※10) 交通事故

車両の交通事故によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

(※11) 保険契約の変更

保険契約の変更または被保険者または同行者の変更により旅行予約の全部または一部が決まり、看護または介護を行う場合

⑭ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑮ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑯ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑰ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑱ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑲ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

⑳ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉑ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉒ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉓ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉔ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉕ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉖ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉗ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉘ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉙ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉚ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉛ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉜ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

保険料の全額を解約返り金として返還します。

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉝ 旅行の開始日を含め遅って7日以内

保険料の支払いができない場合

ただし、旅行開始日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

㉞ 旅行の開始日を含め遅って16日以前

